

知多北部広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準等を定める条例

(平成27年2月25日 条例第5号)

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の22第2項第1号並びに法第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(事業の人員及び運営に関する基準)

第2条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）に定めるとおりとする。

2 前項の規定により、省令に定める基準を適用する場合において、省令第28条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

(記録の整備等)

第3条 指定介護予防支援等事業者は、指定介護予防支援等の事業に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存しなければならない。

(申請者の資格)

第4条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

(暴力団の排除)

第5条 指定介護予防支援等事業者は、その事業の運営に当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定は、この条例の施行の際既に完結しているものに係る記録については、適用しない。